

志摩市太陽光発電設備等設置費補助金

交付申請の手引き

令和7年5月

志摩市 環境・ごみ対策課

1 対象となる設備

(1) 太陽光発電設備

(2) 蓄電池（(1)の太陽光発電設備と併せて設置する場合に限ります）

主な条件

○原則として、市の交付決定日以後に事業に着手したものが対象となります

・一般的には契約日が事業着手日となります

○令和8年2月末日までに実績報告書を提出する必要があります

○中古品、リース品は対象となりません

○蓄電池は定置用で、別添1の仕様を満たしている必要があります

2 対象者

①自ら所有し居住または居住を予定している住宅等（市内にあるものに限る）に「太陽光発電設備及び蓄電池」を設置する者

②事業所として所有または所有を予定している建物等（市内にあるものに限る）に「太陽光発電設備及び蓄電池」を設置する者

主な条件

○固定買取価格制度による売電をする方（FIT等の認定を受ける方）は対象となりません

○自己託送をする方は対象となりません

【例】発電した電力を、電力会社の送電網を使って別荘へ送って使う

○国や県から他の補助金等を受けて設備を設置する方は対象となりません

○発電した電力の一定の割合（家庭用30%、事業所用50%）以上を自家消費する必要があります

○法令やガイドライン等を遵守する必要があります

○市税等の滞納がある方は対象となりません

○設備設置によって得られる環境価値（温室効果ガス削減により生まれる価値）は、自ら消費する分のみが設置者のものとなります（売電した分の価値は設置者のものにはできません）

○設備の耐用年数が経過するまでの間、J-クレジット制度への参加はできません

3 補助金の額

(1) 太陽光発電設備（補助金の額は千円未満切捨て）

○家庭用：1kWあたり7万円を乗じた額（補助の対象は10kWまで）

※10kW未満で端数のあるものは、小数点以下を切り捨ててください。

○事業所用：1kWあたり5万円を乗じた額（補助の対象は20kWまで）

(2) 蓄電池（補助金の額は千円未満切捨て）

○家庭用：蓄電池価格（工事費込み・税抜き）の3分の1の額（補助の対象は5kWまで）

ただし、15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）の3分の1の額を上限とします。蓄電池の価格は12.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下となるよう努めてください

○業務用：蓄電池価格（工事費込み・税抜き）の3分の1の額（補助の対象は100kWまで）

ただし、19万円/kWh（工事費込み・税抜き）の3分の1の額を上限とします。蓄電池の価格は11.9万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下となるよう努めてください

4 申請について

配布場所

- ・ホームページからダウンロード
- ・志摩市役所 市民生活部 環境・ごみ対策課
- ・みんなのス窓（午前10時から午後6時） イオン阿児店1階
- ・志摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金事務局（午前9時から午後8時）イオン阿児店2階

提出先

○郵送の場合

〒517-0501

志摩市阿児町鶴方3215 イオン阿児店2階

志摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金事務局

○持参の場合

- ・みんなのス窓（午前10時から午後6時） イオン阿児店1階
 - ・志摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金事務局（午前9時から午後8時）イオン阿児店2階
- ※提出書類に不備がある場合、後日事務局（0120-105-295）より連絡します

提出期限

令和7年12月26日（金）必着

※予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します

提出書類

志摩市太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書

添付資料

○設置に係る見積書の写し

- ・施工業者の選定にあたっては、原則として複数者の比較を行ってください（事業提案を受ける、見積もりを取る等）。ただし、複数者の比較が困難な場合（例：早期に導入しなければ希望する設備を期限内に設置することが困難）は、この限りではありません
- ・見積書については別添2「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に作成を依頼してください

○事業計画書

- ・事業計画書を記入のうえ提出してください

○対象設備の設置場所及び付近の見取り図

- ・敷地の図面（1/250程度）に設備を設置する場所を明示してください
- ・住宅地図等（1/1500程度）に住宅及び事業所の位置を示してください

○対象設備の仕様書

- ・製品カタログ（コピー可）等、設備の仕様が分かる資料

○誓約書

- ・内容を確認のうえ提出してください
- ・施工業者にも誓約書の作成を依頼してください
(ガイドラインを遵守して設置された設備であることが補助の条件となっています)

○申請者の確認書類

- ア 個人・・・住民票の写し
- イ 個人事業主・・・住民票の写し及び事業所の所在地を証する書類
- ウ 法人・・・法人登記事項証明書

○市税に滞納がないことの証明書

○発電電力の消費量計画書

- ・自家消費の割合がわかるよう年間の「発電想定量」「自家消費想定量」「売電想定量」については必ず記載してください。また、「過去1年間の電気代」「世帯人数又は従業員数」についても記載をお願いします

○交付申請時チェックリスト

○委任状

- ・行政書士等へ事務を委任する場合は委任関係が分かる書類を提出してください

5 実績報告について

提出先

○郵送の場合

〒517-0501

志摩市阿児町鶴方3215 イオン阿児店2階

志摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金事務局

○持参の場合

- ・みんなのス窓（午前10時から午後6時） イオン阿児店1階
 - ・志摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金事務局（午前9時から午後8時）イオン阿児店2階
- ※提出書類に不備がある場合、後日事務局（0120-105-295）より連絡します

提出期限

令和8年2月末日（事業完了後は速やかに提出してください）

（注）一般的には、設備の引き渡しを受け、施工業者への支払いが完了した日が事業完了日となります

提出書類

志摩市太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書

添付資料

○契約書及び領収書の写し

- ・契約金額が見積もりと異なる場合は、別添2「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考にして、契約金額の内訳書を提出してください

- ・領収書の写しには、支払額の内訳が分かる書類を添付してください
- ・施工代金の全額を、施工業者へ支払うことが事業完了の条件です

○対象設備の保証書の写し

- ・申請時に提出した「カタログ」と実績報告時に提出する「保証書（メーカー保証）」により、「カタログ」に示された型番の機器が納品されていること、中古設備でないことを確認します
- ・家庭用蓄電池は、別添3「蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリスト」も活用してください
- ・業務用蓄電池は、消防署の受理印があるもの等、消防署に届出したことが分かる蓄電池設備設置（変更）届出書の写しを提出してください

○一般送配電事業者との発電設備の系統連系に係る契約書等の写し

- ・一般送配電事業者（中部電力パワーグリッド(株)など）と発電設備が系統連系したことがわかる（系統連系受給開始日が記載されている）書類を提出してください

○余剰電力の売電に係る売電契約書等の写し

- ・小売電気事業者（中部電力ミライズ(株)など）と売電契約したことがわかる書類を提出してください（売電しない方は不要）

○設備を設置したことが分かる写真（施工前、施工中、施工後）

○実績報告時チェックリスト

- 申請時に添付した資料に変更が生じている場合は変更後の書類を添付してください
（例）電力消費量計画が変更となった

6 補助金の支払いについて

- 事業完了後の精算払いとします
- 実績報告書の審査を行った後、補助金の確定額を通知します。確定額の通知があり次第、速やかに交付請求書を提出してください

7 自家消費割合報告について

- 「自家消費割合報告書」の提出を市が求める場合があります
- そのため、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年の間、毎月の発電量、売電量、購入電力量に関する書類や電子データを保存してください

8 財産処分について

- 法定耐用年数が経過するまでの間は、導入した設備を補助の目的に沿って使用できるように適切に管理してください
- 法定耐用年数経過前にやむを得ず設備の処分等を行う場合は、必ず、事前に市へ相談してください（一般的な太陽光発電設備の耐用年数は17年、蓄電池は6年です）

9 その他

○当該補助金に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿、発電した電力の自家消費割合が分かる書類（発電量、自家消費量が分かる資料）等は補助対象年度の属する翌年度以降5年間保存してください。ただし、法定耐用年数が5年を超える設備に関する書類は法定耐用年数が経過するまで保管してください

○提出された書類は返還しません

○国及び市の監査関係者等が実地検査に入ることがあります

10 問い合わせ先

志摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金事務局（イオン阿児店2階）

TEL : 0120-105-295（志摩市総合フリーダイヤル）

毎日、午前8時30分から午後8時まで（12月29日から1月3日を除く）

※窓口は午前9時から午後8時まで

蓄電池の仕様

【業務用蓄電池(20kWh 以上)】

志摩市火災予防条例(令和3年志摩市条例第2号)第13条に規定する安全基準の対象となる蓄電システムであること。

【家庭用蓄電池(20kWh 未満)】

一般社団法人環境共創イニシアチブにより国の補助対象機器として登録されているものであり、以下の仕様を満たすものであること。

(1) 蓄電池パッケージ

蓄電池部(初期実効容量1.0kWh 以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

(2) 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

ア 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること。)

イ 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

ウ 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電

力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MW のいずれかとする。

エ 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

オ 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

カ アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

(3) 蓄電池部安全基準

「JIS C8715-2」又は「IEC 62619」の規格を満足すること。

(4) 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

「JIS C4412」の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める「JIS C4412」適用の猶予期間中は、「JIS C4412-1」若しくは「JIS C4412-2」※の規格も可とする。

※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。

(5) 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。

(6) 保証期間

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

太陽光発電設備等の設置費用の内訳について

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用をいう。 ※必要最小限度の範囲とすること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

※太陽光発電設備、蓄電池それぞれの「工事費」「設備費」を記載してください。「間接工事費」などの共通費については、任意の合理的な方法でそれぞれの内訳に配分してください。

※本表の「細分」項目ごとに額が記載されていることが望ましいですが、困難な場合は複数の「細分」項目を合算しても構いません（ただし、内訳について別途聞き取り調査等を行うことがあります）

家庭用蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリスト

- ・以下の内容が記載されている取扱い説明書等の該当ページのコピーを提出してください。
- ・冊子の場合は該当ページ以外に、表紙や裏表紙のコピーも提出してください。

【家庭用蓄電池（20kWh 未満）】

1 蓄電池パッケージ

☐ システム全体を統合して管理するための番号

2 性能表示基準

☐ 初期実効容量

☐ 定格出力

☐ 出力可能時間の例示

☐ 保有期間

※補助金の申請者が法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことが記載されている書類

☐ 廃棄方法

※使用済み蓄電池の廃棄、回収方法が記載された書類

☐ アフターサービス

※国内のアフターサービス窓口の連絡先が記載された書類

3 蓄電池部安全基準

☐ 「JIS C 8715-2」又は「IEC 62619」に準拠したものであることが分かる書類

4 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

☐ 「JIS C 4412」に準拠したものであることが分かる書類

ただし、電気製品認証協議会が定める「JIS C 4412」適用の猶予期間中は、「JIS C 4412-1」若しくは「JIS C 4412-2」の規格も可とする。

（注）「JIS C 4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

5 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

☐ 第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであることが分かる書類（蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池のみ）

6 保証期間

☐ メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであることが分かる書類

※必要に応じて、別途資料の提出をお願いすることがあります